

# ○西いぶり広域連合リサイクルプラザ条例

平成 15 年 9 月 5 日  
条 例 第 5 号

(設置)

第 1 条 廃棄物の減量と資源の有効利用に関する体験学習を通じ、環境の保全についての理解と関心を深めるとともに、住民による積極的な環境保全活動及び環境学習の振興を図り、もって環境保全の意欲の増進及び資源循環型社会の形成に寄与するため、リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
西いぶり広域連合リサイクルプラザ	室蘭市石川町 2 2 番地 2

(事業)

第 3 条 プラザは、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 資源の有効利用及び環境の保全に関する知識の普及及び啓発
- (2) 環境保全活動及び環境学習に関する情報の収集及び提供
- (3) その他プラザの設置目的を達成するために必要な事業

(施設)

第 4 条 前条の事業を行うため、プラザに次の施設を置く。

- (1) 多目的スペース
- (2) 情報スペース
- (3) 工房
- (4) その他プラザの設置目的を達成するために必要な施設

(指定管理者の指定等)

第 5 条 プラザの管理に関し次に掲げる業務を、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- (1) プラザの事業実施に関する業務
- (2) プラザの運営及び維持管理に関する業務
- (3) プラザの安全対策に関する業務
- (4) その他プラザの管理に関する業務で広域連合長が必要と認めた業務

- 2 前項の指定管理者の指定は、原則として公募により行うものとする。この場合において公募の方法は広域連合長が別に定める。
- 3 指定管理者の指定を受けようとする者は、プラザの管理に関する事業計画その他広域連合長が別に定める書類を提出しなければならない。
- 4 広域連合長は、指定管理者を指定する場合は、前項の規定により提出された書類その他必要な事項を審査し、次に掲げる要件を満たす者で、その経営状況、実績等を勘案してプラザの管理を行うに当たり最も適当であると認めたものを指定するものとする。

- (1) 住民の平等利用が確保されること。
- (2) プラザの効用が最大限に発揮されること。
- (3) 管理経費の削減が図られること。
- (4) プラザの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(開館時間等)

第6条 プラザの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(利用の制限)

第7条 指定管理者は、プラザに入館しようとする者又はプラザに入館している者(以下「入館者」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、プラザの利用を制限することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他プラザの管理運営上支障があるとき。

(入館者の義務)

第8条 入館者は、建物、附属設備、備品等を善良な管理者の注意をもって利用しなければならない。

(損害賠償)

第9条 入館者が、建物、附属設備、備品等を損傷し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又は広域連合長が定める損害額を賠償しなければならない。

(指定管理者との協議等)

第10条 指定管理者が行うプラザの管理に要する費用については、予算の範囲内において支払うものとする。

- 2 前項の費用の額、プラザの管理により取得した個人に関する情報の保護に関して指定管理者が講ずべき措置その他プラザの管理に関し必要な事項は、広域連合と指

定管理者の協議により定めものとする。

(共同指定)

第11条 広域連合長は、プラザの管理に関し業務の効率化が図られると認められるときは、第5条の規定による指定管理者の指定と他の公の施設の指定管理者の指定を併せて行うことができる。

(広域連合による管理)

第12条 第5条の規定による指定管理者の指定を行わないとき、又は指定管理者の指定を取り消したときは、広域連合がプラザの管理を行うものとする。

2 前項の場合において、第6条及び第7条中「指定管理者」とあるのは「広域連合長」と読み替えるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条に規定する指定管理者の指定の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。